

家計と教育費の国際比較研究 —貧困世帯の高等学校・大学における教育費用に着目して—¹

金沢大学経済学部経済学科 生活経済論ゼミナール 4年

第1期生（代表）実桐達也、浅井夕里佳、河端菜緒実、川村里美、木下美奈、塚原なみ、寺内麻衣
(指導教員)杉橋やよい 人間社会研究域経済学経営学系 准教授

はじめに

本研究の課題は、家計に占める高校と大学における教育費の割合を明らかにし、学生支援制度の改善案を提言することである。現在、日本の教育費は世界一と言われるほど高く、その私費負担の重さから多くの家庭が教育費捻出に頭を抱えている。国際的には教育費無償化の動きが主流であるにもかかわらず、日本は、高校・大学の学費も有料でかつ増え続けており、国際人権規約 A 規約 13 条も未だに留保しているなど、先進諸国の中で遅れている。

我々は、教育費の問題を検討する際に、貧困・低所得層の視点、あるいは貧困を構造的問題とする研究視角に立つことが重要だと考える。近年ようやく関心がもたれ始めた貧困問題だが、その理解は十分ではない。「貧困問題は個人の責任」と簡単に片付けられる傾向が未だに強いが、実際には社会構造的に作り出されている部分が大きい。

以下の順で論じる。第1章では日本の貧困問題の現状および構造を把握する。第2章では貧困と教育・教育費に着目する意義を説明し、日本の教育費を家計との関りで示す。第3章では、学生支援制度として奨学金に焦点を当て、その欠陥を国際比較しながら詳述し、改善の必要性を述べる。第4章では、教育費の私的負担を軽減するための具体的な策を考える。

第1章 日本の貧困の現状—セーフティネットの崩壊—

2009年10月、日本政府はようやく貧困率を推計・公表した。日本の貧困率は15.7%（2007年）であり、他のOECD諸国より高く、深刻であることがわかった。

1990年代の長期不況以降、人件費の削減から正規労働者はパートや派遣などの非正規労働者に置き換えられ、2008年現在、雇用者の3人に1人が低賃金で働く非正規労働者となっている。最近では若年者の非正規労働者や年収200万円以下のワーキング・プア、住居がなく寝泊まりするためにネットカフェを利用するネットカフェ難民が増加傾向にある。ワーキング・プアは非正規雇用のみならず、正規雇用においても約2~3割を占めている。正規雇用であっても必ずしも高収入というわけではないのだ。こうしたワーキング・プア層の増加、さらには保険料の高さが要因で、医療保険や年金保険等の保険の未加入者、滞納者が増加している。国民健康保険料の全世帯に占める滞納世帯数の割合は20.9%にも至った（2008年）。同様に、生活保護受給世帯数は急増し、2005年には100万世帯を超え、その後も不況の煽りを受け年々増加している。

日本で起きている貧困は、構造的にもたらされている（図1）。とくに非正規雇用の場合、セーフティネットが不十分

なために貧困に陥りやすい。まず、非正規だけではなく正規雇用であってもワーキング・プアに陥るなど、多くの人が雇用のネットから漏れている。さらに低所得により医療保険等各種保険料の支払いが滞りがちとなるため、社会保険のネットでも救われない。そして、最後の砦である生活保護においても、実際には生活保護以下の所得にも関わらず受給していない「漏給」や、福祉事務所に来た相談者を追い返す水際作戦などにより公的扶助のネットは機能せず、生活保護は「最後のセーフティネット」としての役割を果たせていない。このように、3層構造であるはずのセーフティネットは実際には十分に機能しておらず、多くの人々が3層のセーフティネットからこぼれ落ちてしまい、貧困状態に陥っている。貧困問題は自己責任だととらえがちであるが、このように制度上構造的にもたらされた部分は小さくない。さらに、貧困は、子どもの

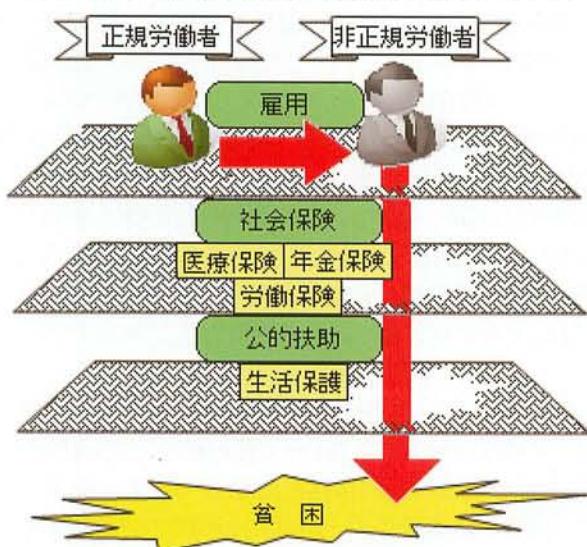


図1 セーフティネットの三層構造

出所：東京新聞（2007年3月25日付）より川村作成

¹ 本研究は、金沢大学経済学部生活経済論ゼミナール第1期生（2010）『家計と教育費の国際比較研究—貧困世帯の高等学校・大学における教育費用に着目して—』（経済学部図書館配架）をまとめたものである。より詳しくは冊子を参照のこと。

生活や教育機会にも負の影響を及ぼし、貧困の世代間連鎖に繋がっている。

第2章 子どもの貧困・教育費・家計

2.1 子どもの貧困 世代間連鎖の犠牲となる子どもの貧困について、日本の特徴を見る。1つは、政府による所得再分配の結果、逆に子どもの貧困率が上昇することである。その原因是、他の先進国と違い日本は多くの所得再分配が社会保障でなされているのだが、そのほとんどが高齢者向けであり、勤労世代にとって給付よりも社会保険料負担の方が重いため、にある。第二の特徴は、ひとり親が働いても貧困から抜け出せない。なぜなら賃金構造や労働市場などの社会的な構造問題に加え、ひとり親の8割以上が既に働いているにもかかわらず就労支援強化を理由とする、政府による現金給付削減のためである。では、貧困は子どもにどのような影響を与えるか。第一に短期証・資格証持ちの子どもの増加により受診抑制が増えている。第二に給食が一日の唯一の食事だという子どもがいる。第三に教育費の私費負担の重さによって、学用品が買えないため十分に勉強できなかったり、経済的理由で進学を断念したりする子どもが増えている。第四に貧困によるストレスが児童虐待を引き起こしてしまうことがある。

以上でみたように、子どもが子どもとして当然受けるべき権利が奪われている。だが日本では「子どもを育てるのは親の責任」という家族觀が強いため、子どもの貧困は親のモラルの問題にすりかえられ、個人の責任とされてきた。だが実は貧困は社会の構造的な問題なのだ。世間によく言われる自己責任論が最も当てはまらない領域が子どもの貧困なのである。我々はこの理不尽な子どもの貧困に疑問を持ち、特に教育費について注目した。その理由は、教育は人の可能性を伸ばすなど、人にとって非常に重要だと考えたからだ(後述)。

2.2 なぜ教育費が今注目されているのか 近年世間が教育費に注目している。日本の教育費が世界一と言われる程高いためだ。その影響は、①授業料滞納者や経済的理由による大学中退者の増加、②親の収入格差が及ぼす子どもの学歴・学力格差、③低学歴による不安定な雇用への就職、などが挙げられる。将来の安定した雇用のために大学進学が必要だが、大学就学費用が「低所得世帯の子どもが大学進学を断念せざるを得ない構造的で決定的原因」(小西 2007 p.128)なのだ。

現代の日本は不況であるうえに財政難があるので、教育費対策よりも雇用対策の方を優先すべきと言う人もいるだろうが、そのように何かと理由をつけて後回しにされ、結果的に放置されてきたのがこの教育費の問題なのだ。しかし我々は教育を受ける権利の保障は後回しにしてよいものではないと考える。なぜなら教育は知識を蓄え考える力を養い、人生の選択肢を広げるものだからだ。高すぎる教育費が教育機会の不平等をもたらしている。よってこの不平等を早急に解消しなければならない。以上が本研究で教育費に注目した理由である。

2.3 教育費とは何か ここでは総務省統計局「家計調査」と日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査」の2つの調査における教育費の内容を見る。家計調査において、教育費とは原則として学校教育法に定める学校で受ける教育及びその学校の主要科目の補習に必要な商品及びサービスへの支出で、具体的には、授業料等、教科書・学習参考教材・補習教育である。学校教育法に定める学校とは、幼稚園、保育所、国公立・私立の小・中・高・大学、専門学校などがある。さらに教育関係費とは、教育費とそのほかに直接・間接的に必要とされる諸経費を指し、具体的には、学校給食、学校制服、鉄道通学定期代、バス通学定期代、書斎、学習用机、いす、通学用かばん、他の紙製品及び他の文房具を除く文房、国内遊学仕送り金が含まれる。この教育関係費を、本研究では教育費と呼ぶ。一方、「教育費負担の実態調査」では、調査対象が高校以上の教育機関に限定されることから、教育費は、高校、高等専門学校、大学、短期大学における入学費用、在学費用、自宅外通学者にかかる費用の3つが取上げられる。この調査は、滑り止めとして受けた大学にかかった費用など、家計調査では調べられていない費用も教育費に含まれており、2つの調査を利用することに意味がある。参考までにイギリスの家計調査と比較すると、日本の家計調査では、学校段階ではなく費用で分類しているのに対し、イギリスでは初等、中等、高等教育の学校段階別で教育費を分類している。本研究のように、高等教育における教育費を検討するには、イギリスの家計調査の分類方法が適当であろう。

2.4 家計の教育費に占める割合 表1から教育費と教育関係費の消費支出に占める割合を見ると、長子が大学生の場合、教育費負担は30%を超えており(「(再掲)教育関係費/消費支出」の欄)、他の世帯に比べて最も高い。この負担の要因は、大学の授業料の高さにあると言える。図2から、授業料と消費者物価指数の推移を見ると、国立大学授業料は1975(昭和50)年から2007(平成19)年の間に約15倍上昇した。消費者物価指数の上昇幅がこの間2倍程度であることを考えると、国立大学の授業料の上昇は著しい。さらに、学生の生活費もまた家計に負担をかけている。自宅外通学者には、家賃代・水道光熱費・食費などが余分にかかるおり、この額が大きい。2006年の国立・私立ともに下宿と自宅通学者では、生活費のかかる金額に約70万円の差がある(表2)。

表1 世帯別、長子の学校段階別教

	全世帯	夫婦と 子供が 2人の世帯	長子	
			高校生	大学生
消費支出(円)	320,063	340,559	383,882	526,078
教育費(円)	16,346	36,325	61,740	145,351
(再掲) 教育関係費(円)	26,959	44,980	78,510	162,421
教育費/消費支出(%)	<u>5.11</u>	<u>10.67</u>	<u>16.08</u>	<u>27.63</u>
(再掲) 教育関係費/消費支出(%)	<u>8.42</u>	<u>13.21</u>	<u>20.45</u>	<u>30.87</u>

出所: 総務省「全国消費実態調査」
(2004年)より木下作成

表2 居住別、学生生活費・授業料(2006年度)(単位:円)

大学	自宅	下宿、その他	下宿、その他/自宅(倍)
国立	<u>1,045,100</u>	<u>1,769,000</u>	<u>1.69</u>
公立	1,063,200	1,635,600	1.54
私立	<u>1,717,900</u>	<u>2,467,200</u>	<u>1.44</u>
平均	1,619,100	2,234,500	1.38

表2の出所: 日本学生支援機構「学生生活調査」(1990年、2006年)より木下作成

図2の出所: 国立大学協会「第2期中期目標期間における学生納付金の在り方について」／原出所: 平成21年度第12回経済財政諮問会議 塩谷臨時議員提出資料(21.5.19)

第3章 日本とOECD諸国の授業料・奨学金制度

3.1 日本における公的な就学支援制度

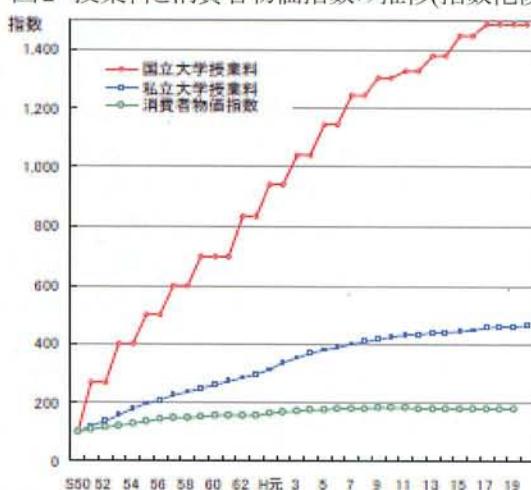
(1) 高校 近年の経済不況により、学費を滞納する高校生が増加している。すべての都道府県で授業料免除制度が設置されているが、基準から漏れ、高校進学を諦める学生や中途退学する学生が存在している。2010年度から実施される授業料の無償化によって、家計の負担は軽減され、低所得世帯の高校就学の可能性が増し、授業料滞納によって処分を受ける学生は減るだろう。しかし、経済的な理由で高校に進学できない学生や高校就学を継続できない学生を救うためには、授業料以外の教育費負担を軽減する支援も同時に行われなければならない。

その代表的なものとして奨学金制度がある。都道府県別に高校奨学金の貸与額および貸与条件を低所得世帯に着目して検討すると、主に3つの特徴があることがわかる。第一に、ほとんどの地域で貸与額の選択肢がなく、金額が一律に低く設定されている。第二に、通学費奨学金を提供する自治体が僅かだが存在し、家計負担の軽減に貢献している。第三に、貸与額や通学費奨学金だけでなく、貸与条件等にも自治体間に差があり、受給者である高校生間の格差を助長させている。また、これまで述べてきた高校の公的奨学金はすべて貸与型の奨学金である。高卒者の就職は非常に厳しく、不安定雇用や低賃金雇用でも受け入れて就業せざるを得ない状況にまで追い込まれている。不安定雇用や低賃金雇用に就いた場合、奨学金の返済は当然困難となる。ほとんどの学生が高校に進学し、多くの企業が高校卒業を要件としている現在、高校生に対する奨学金は給付とするべきだろう。

(2) 大学 大学の授業料は年々上昇してきたにもかかわらず、就学支援は十分に拡大されてこなかった。そのため家計への負担は重くなり、大学進学を選択する際に学力以前にまず家計の経済力が重要な要件となってきた。経済的に大学就学が困難な学生に対する支援として、文部科学省の規定によってすべての国立大学法人で授業料減免制度が整備されている。授業料の免除対象となる基準は大学によって異なり、家計の収入や家族構成や成績等を考慮した上で免除の決定がなされる。そのため、授業料免除を適用されるかどうかは入学後に免除申請をしてみなければわからず、経済的理由により進学を諦める学生を減らすためには必ずしも有効とはいえない。

また大学では自宅外通学者も少なからずおり生活費が高額になるため、経済的に困難な状況にある学生にとって奨学金制度が必要不可欠である。大学の奨学金制度のうち利用者が最も多いのは、日本学生支援機構の奨学金制度である。この奨学金制度には3つの問題点がある。第一に貸与の奨学金制度しかないという点である。第二に、延滞対策が生活困窮者の状況を無視した強制的な回収であるという点である。第三に、返還猶予制度の対象が限定的で猶予期間が短いという点である。保護者の経済状況に制限されずに学生が自由に大学進学を選択できるようにするためにには、これらの問題点を改善し、授業料や生活費の軽減と奨学金等の学生支援制度の充実が求められる。

図2 授業料と消費者物価指数の推移(指数化後)



3.2. OECD 諸国の授業料・奨学金制度

ここではスウェーデン(瑞)、ドイツ(独)、フランス(仏)、イギリス(英)、アメリカ(米)、オーストラリア(豪)、韓国に焦点を当て高校と大学の学費や奨学金制度についてみていく。7カ国に共通するのは、経済や教育が高度に発展している点であるが、教育費の公的負担が大きい国として瑞・独・仏、奨学金制度が充実している国として米・英・豪を選定し、アジアの国との比較も必要であることから韓国を選定した。

各国の教育は、国の文化・社会・経済に深く根ざしており、教育に対する各國の考え方は、その国の教育費負担の考え方へ影響を与える(小林2008)。表3は、小林(2008)を参考に、8カ国を、①教育費は家計が負担するという考え方へ根強く私的負担の高い「家族主義的教育觀」の国、②教育は社会が支えるという考えに基づき公的負担の高い「福祉国家的教育觀」の国、③どちらにも属さない国の3つに分類した。図3はそれを図示したものである。

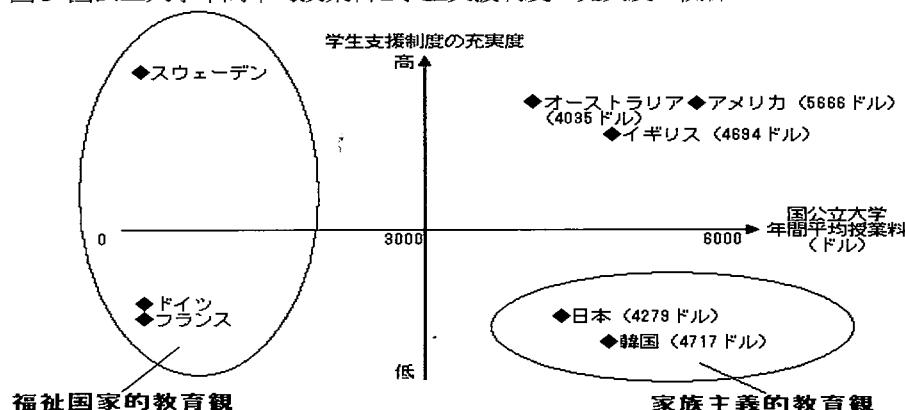
まず初めに、高校の授業料から見ていく。無償の国は英、独、仏、瑞、米、豪、有料の国は日本と韓国である。中高等教育における無償教育の漸進的導入を記載した国際人権規約A規約13条を日本は未だに留保しており、条約加盟国160か国中マダガスカルと2カ国のみである。条約を批准すると、無償教育の導入に向けた対策を講じる必要が出てくるため、政府は批准を避けてきているのだろう。

大学の学費は、韓国と日本が入学料を徴収している。日本の2008年大学入学料は国立で28万2000円、私立では全国平均で27万3563円だった。スウェーデンでは授業料の完全無償化が実現され、ドイツでは一部の州で8万円程度徴収されているが基本的には無償である。フランスでは学籍登録料と健康保険料の合計約6万円程度の負担で授業を受けることができる。授業料を徴収する国では国立私立ともにアメリカが最も高額で、次に韓国が続く。国立大学では英、日、豪、私立大学では豪、日本の順に高額となっている(表3「授業料(大学)」の欄参照)。また、図3を見ると、授業料の高額な米、韓、英、日、豪は右側、授業料が無償の瑞、独、仏は左側に位置している。

次に、各國の主要な学生支援制度について見よう。まずスウェーデンでは国が事業主体となり給与型の学習補助金、貸与型の学習ローンが実施されている。オーストラリアでは国が事業主体となり給与型の連邦奨学金、貸与型の高等教育費負担奨学金が実施されており、授業料を卒業後に所得に応じて支払う所得運動型の支払い方法が導入されている。米国では、給与型では連邦政府が事業主体のペル給与奨学金が最も受給者が多く、貸与型では連邦政府と民間金融機関が事業主体であるスタッフード貸与奨学金が最も受給者が多い。英国では非営利企業が事業主体となり、給与型では授業料奨学金と生活費支援、貸与型では授業料ローンと学生ローンがある。ローンは1万5000ポンド(約315万円)以上の収入に達するまで返済義務がない。フランスでは国が事業主体となり給与型では6段階の等級に応じて支給額が決定される一般給与奨学金、貸与型では受給者が非常に少ない誓約貸付金がある。ドイツでは、連邦が65%、各州が35%を負担する半額給与・半額貸与の連邦奨学金が実施されている。これら6カ国では、学費が無償か低額、あるいは奨学金制度が充実しているため大学にかかる費用の私的負担は軽い。一方韓国は、給与型では生活保護受給者奨学金と勤労奨学金があり、貸与型では政府保証学資ローンがあるが、300万人を超える高等教育機関在学者に対し、1割程度しか受給できていない。日本と同様に、韓国でも80%近くの学生が私立高等教育機関に在学し、教育費の家計負担は非常に大きくなっている。

最後に、8カ国を次のように4つのグループに分け比較する。①授業料無料で学生支援制度が手厚いグループにはスウェーデン、②高授業料だが学生支援制度がよく整備されているグループには英、米、豪、③授業料が低額か無料だが学生支援制度があまり整備されていないグループには独と仏、最後に④高授業料、高負担のグループには日本と韓国が分類される。図3を見ていただくと、①は左上、②は右上、③は左下、④は右下にそれぞれ位置する。この図から明らかのように、日本の教育費負担は、高授業料と奨学金制度の不十分さゆえに、とても高くなっている。

図3 国公立大学年間平均授業料と学生支援制度の充実度の関係



出所:「図表で見る教育(2009)」、「諸外国の教育動向 2008年度版」より塚原作成

表3 奨学金制度と学費の国際比較

		政府機関等奨学金制度		大学数		入学料		授業料(※4)(大学)		授業料(高校)	
		貸与奨学金	給与奨学金	私立	国(公)立	私立	国立	私立	私立	国立	
家族主義的教育觀	日本	日本学生支援機構奨学金		589	176	○	○	6695ドル	4279ドル	○	
	韓国	政府保証学資ローン	・生活保護受給者奨学金 ・勤労奨学金	158(※1)	42(※1)	○	○	8519ドル	4717ドル	○	
福祉国家的教育觀	ドイツ	連邦奨学金	連邦奨学金	(州私) 177(※2)		×			×	(一部の州で有料)	×
	フランス	・賃約給付金 (・学生ローン)	・一般給与奨学金 ・就学奨学金 ・優等生支援	13(※3)	81	×		×	×	(学生登録料・健康保険料のみ)	×
※5: 括弧内の数値は、調整後の進学率を表し、留学生を除外した進学率に相当する。※6: OECD のデータが得られなかったため、文部科学省『教育指標の国際比較(平成21年度版)』を参照した。フランスの高等教育進学率のみ2006年のデータである。	スウェーデン	学習ローン	学習補助金	3	14	×		×	×	×	×
	イギリス	・学生ローン ・授業ローン	・生活費支援 ・授業料奨学金		121	×			4694ドル		×
	アメリカ合衆国	・スタフォード貸与奨学金 ・パーキンス貸与奨学金 ・プラスローン	・ペル給与奨学金 ・補助的教育機会給与奨学金 ・勤労就学奨学金 ・競争的給与奨学金 ・国家SMART給与奨学金 ・TEACH給与奨学金	1942	(州立) 640	×		20517ドル	5666ドル		×
	オーストラリア	・高等教育費負担制度 (HECS-HELP)	連邦奨学金	2	37	×		7902ドル	4035ドル		×
	(注1)	「授業料(大学)」は、2006-2007年度のフルタイム学生推定平均年間授業料を、国際比較するために、PPPによってドル換算した額。									
(注2)「○」は入学料、授業料あり、「×」はなし											

出所:『教育指標の国際比較(平成21年度版)』、『図表で見る教育 OECD インディケータ(2009年度版)』より塚原作成

*1: 私立大学(大学校・産業大学)、国公立大学(大学校・教育大学・産業大学) *2: 総合大学(工科・医科大学含む)・教育大学・神学大学・芸術大学 *3: 宗教系などの私立の大学相当の機関。法律上大学と認められず、学位授与権を持たない。*4: イギリスは、国公立教育機関が存在せず、すべてが公営私立教育機関である。分かりやすくするため、国公立に分類している。*5: 括弧内の数値は、調整後の進学率を表し、留学生を除外した進学率に相当する。*6: OECD のデータが得られなかったため、文部科学省『教育指標の国際比較(平成21年度版)』を参照した。フランスの高等教育進学率のみ2006年のデータである。

(注1)「授業料(大学)」は、2006-2007年度のフルタイム学生推定平均年間授業料を、国際比較するために、PPPによってドル換算した額。
(注2)「○」は入学料、授業料あり、「×」はなし

第4章 教育費の私的負担軽減策—教育の機会均等実現に向けて—

2009年8月に発足した民主党政権において、目玉政策の一つに位置づけられる「高校無償化」を実施するための法律が2010年3月31日午後に参院本会議で可決、成立し、4月1日に執行された。新年度から公立は授業料を取らず、私立の生徒には公立全日制と同等額の年間約12万円を助成、低所得世帯は最大約24万円まで増額する。制度の対象校は、国公私立高校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校の1~3年で、専修学校と外国人学校も助成するが、どの学校の生徒を対象にするかの詳細は別途、省令で定めるとしている(朝日新聞2010/3/31)。新政権の元で教育費の私的負担軽減に向け大きな一步を踏み出したが、教育機会がそれを望むすべての国民に保障され公平に与えられるためには、更なる政策の実施が必要である。前章までに述べてきたことを踏まえ、この章では教育費の私的負担を軽減するための具体的な政策について述べる。

第一に、教育費の現状を正確に把握するためにも、政府統計の改善が必要である。現在の家計調査では長子の就学段階別に家計状況を公表しているが、長子以外の世帯員が使った教育関連費も含まれているため、就学段階別にかかる子どもの教育費は不明である。子どもの就学段階別に再集計したデータを公表する必要があるだろう。

第二に高校に関する政策としては、高校が該当年齢層の98%が進学する国民的な教育機関であり、一般的に「高卒」は最低限必要な学歴とみなされることから、まず、公立高校に関しては授業料の無償化が必要である。公立高校の授業料無償化は、2010年度からの実施が決定した。しかし、私立高校に関しては、高額な授業料に対する中・低所得者層の負担を軽減するには不十分である。学生が経済的理由だけで私立高校への進学を諦めざるを得ないという状況をなくし、教育機会の公平性を確保するためにも、中・低所得者層の学生に対する授業料減免制度を充実させる必要がある。次に、給付型奨学金の創設が必要である。98%が進学する教育機関であることから、高校進学が全ての学生に保障されるためには、「貸与型」奨学金ではなく、「給付型」奨学金の創設が必要である。制服代や定期代、

文房具代、修学旅行費といった、授業料以外にかかる学費が高額になっているため、とくに、低所得者層に対する給付型奨学金制度を充実させるべきである。

第三に、大学に関する政策では「低授業料、高奨学金制度」が目指されるべきだろう。全体的には「高授業料、低奨学金制度」であるが、近年、高授業料を補填するために、授業料減免措置や奨学金制度を独自に設置する大学もある。しかし、大学独自の制度では大学間に差が生じ、また貸与奨学金返済の負担感のために大学進学を諦めるなどの問題は依然として残る。いずれにしても、高授業料は、中・低所得者層にとってかなり負担になる。

そこで、大学の高授業料対策として、学生支援制度の充実と選択肢の拡大—給付型奨学金制度の創設、貸与型奨学金制度では受給資格の緩和と多様な返済方法、これらの併用—と大学管理施設の充実が必要である。まず、給付型奨学金制度として、授業料を全額あるいは一部免除する「授業料免除制度」と生活費等にあてる奨学金である「生活費支援」の創設が必要である。受給資格は、将来的には、親の収入とは無関係であることが理想であるが、暫定的には現実的に考えて実現可能性が低いため、世帯収入階級に応じた給付で構わないだろう。次に、貸与型奨学金制度では、授業料を全額あるいは一部貸与する授業料ローン、生活費等にあてる学生ローン、留年・休学中に受給できるローンが用意されるべきである。これらの受給条件は、親の収入や学生の年齢に関係なく誰もが受給できるようにすべきである。また、返済開始義務を負う年収基準額を設定したり、卒業後の収入に応じた返済など返済方法を工夫することが受給者のローン回避や負担感を減少させるためにも有効である。そして、給付型奨学金と貸与型奨学金の併用も必要である。併用することによって、在学中の学費をゼロにできれば、低所得者層の学生が学費の心配をせずに大学に通うことが可能となる。最後に、奨学金制度の充実に加え、学生の生活をより経済的負担が少ないものにするためには、大学管理施設を充実させることも必要である。低額で環境が十分に整った大学寮の拡充や家具付き住居・学生向けアパートの充実は、学生の生活をサポートし充実させるためにも、重要である。

これらが、現在の高授業料・低奨学金制度によって生じた教育機会の不平等を解決するために最低限必要なことである。ただし、先述したように、親の収入とは無関係に子どもの大学進学が可能となることが、真の教育機会の公平性を確保するために最も重要なため、大学の授業料は、低授業料、あるいは無償とすべきだろう。これにより、大学が社会に開かれた生涯学習の場となることも可能である。

憲法26条において、「教育を受ける権利」が全ての国民に保障されているにもかかわらず、経済的理由によって自分の望む進路を選択できず、受けたい教育を受けることのできない人がいる。教育の機会こそ平等に全ての国民に与えられ、多くの選択肢の中から個々人が自由に選択できる環境を作ることが国の責任ではないだろうか。国が責任を持って教育の機会を国民に保障し、進学を望む全ての学生が、学費の心配なしに希望の進路を選択できるような政策を実施していくべきである。

引用文献

- 朝日新聞(2010/3/31)「高校無償化法案成立 4月1日執行 朝鮮学校は当面対象外」(<http://www.asahi.com>) (2010年4月7日)
- OECD(2009)『図表で見る教育 OECDインディケータ(2009年度版)』明石書店
- 子どもの貧困白書編集委員会(2009)『子どもの貧困白書』明石書店
- 小西祐馬(2007)「子どもの貧困とライフチャンスの不平等 構造的メカニズムの解明のために」岩川直樹・伊田広行編『未来への学力と日本の教育⑧ 貧困と学力』明石書店 p.128
- 小林雅之(2008)『進学格差—深刻化する教育費負担』ちくま新書
- 財団法人統計情報研究開発センター大阪事務所(2007)『統計分析プロジェクト研究会報告書—平成18年度—』
- 総務省「家計調査」(1989-2004)
- 総務省「全国消費実態調査」(1989-2004)
- 日本学生支援機構(JASSO)(2006、2008)「平成16年度学生生活調査」、「平成18年度学生生活調査」
- 日本政策金融公庫(2008)「家計における教育費負担の実態調査(平成20年度)」
- 藤原千沙(2008)「所得再分配と税社会保障」宇都宮健児湯浅誠編『反貧困の学校—貧困をどう伝えるか、どう学ぶか』明石書店 pp.156-169.
- 文部科学省(1998、2008)「子どもの学習費調査」
- 文部科学省(2009)『教育指標の国際比較(平成21年版)』
- 文部科学省(2009)『諸外国の教育動向 2008年度版』明石書店
- 矢野眞和(1996)「家計の教育費からみた日本の高等教育」『高等教育の経済分析と政策』pp.43-67.
- 湯浅誠(2008)『反貧困—「すべり台社会」からの脱却』岩波新書